

第1回都区財政調整協議会 協議内容

日時:令和6年12月2日(月) 18:25~18:56

会場:区政会館19階192会議室

出席者

都側:田中行政部長

区側:佐藤荒川区副区長(会長)、寺田新宿区副区長(副会長)、川野大田区副区長(副会長)、
田中中央区副区長、野村台東区副区長、中村世田谷区副区長、青山中野区副区長、弓
場江戸川区副区長、入澤特別区長会事務局長、宮原特別区長会事務局次長(司会)

1 開会

(司会)

ただいまから、令和6年度第1回都区財政調整協議会を開会いたします。

議題に入ります前に、財調協議会には、要綱で定める者の他、協議会が指名する者が出席できることとされております。区側から特別区長会事務局長を出席させたい旨の申し出がありました。よろしいでしょうか。

(都側委員)

異議ありません。

(司会)

了承をいただきましたので、区側委員として特別区長会事務局長に出席いただくことといたします。

次に、委員の出欠を確認させていただきます。

本日は、都側委員のうち、総務局総務部長、財務局主計部長が欠席です。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

はじめに、都区財政調整都側提案事項について、都側委員から説明をお願いします。

2 都側提案事項説明

(都側委員)

まず、今年度の財調協議における都の基本的認識について、一言述べさせていただきます。

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善するもとで、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇、海外経済の動向と政策に関する不確実性や金融資本市場の変動等の影響など、今後の景気動向には、引き続き注視が必要です。

また、元来、都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい法人関係税収の影響を受けやすく、不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都と特別区の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にあります。

こうした中においても、東京の持続的発展を実現するためには、都と特別区が、大都市東京をともに支えるパートナーとして、これまで以上に連携し、必要な施策を、時機を逸することなく的確に講じていく必要がありますが、都と特別区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられており、都区双方で同じ危機感を持って対応していかなければなりません。

そのため、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めるなど、都区で自律的に算定を見直し、適切に運営していかなければなりません。

都としては、こうした基本的認識に則って、令和7年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせて、精力的に協議してまいります。

現時点では、都の財政当局から、都税収の令和6年度最終見込みや令和7年度の見込みは示されておりませんが、月例経済報告によりますと、「企業収益は総じてみれば改善している」とされているものの、「景気は、一部に足踏みが残る」とされています。また、物価高騰が長引く中、先行きについては引き続き楽観視できる状況にはありません。

これを踏まえた行政部の見通しを申し上げます。

まず、今年度の調整税等についてですが、9月末までの実績を見ると、固定資産税の徴収実績は、前年同月比で約345億円の増、市町村民税法人分は、約506億円の増、法人事業税交付対象額の前年比増額である法人事業税は、約795億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残は、現時点で約294億円ですが、今後、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいります。

次に、令和7年度の調整税等の概略的な見通しですが、固定資産税は、来年度、評価替えの年にはあたらぬことから、大きな変動要素はありませんので、税収動向に大きな変動はないと思われま。

市町村民税法人分は、企業業績の動向に大きく左右されることから、今後の経済情勢を慎重に見極めるとともに、税制改正の動向を注視してまいります。

今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいります。

今回、東京都から提案する事項は、全部で8項目です。

私からは、算定内容の見直しについて主なものを説明いたします。資料2枚目をご覧ください。

まず、民生費の欄「生活扶助費（中国残留邦人等生活支援給付金）の見直し」です。本件については、実態調査結果に基づき、中国残留邦人等に対する生活支援給付に係る経費について、算定の見直しを提案するものです。

次に、清掃費の欄「総務管理費（補償補填及び賠償金）の廃止」です。本件については、平成12年度から自動車事故見舞金として算定している事項ですが、直近5か年において支給実績があるのは3区のみであることから、算定の廃止を提案するものです。

最後に、教育費の欄、「要保護 準要保護 児童生徒就学援助費の算定方法の改善」です。本件については、算定に用いる準要保護児童生徒数等の対象年度を変更することで、国調査に沿った対象者数について、適切な把握を可能とするとともに、数値確認における都区双方の事務負担軽減を図ることを目的として、算定の改善を提案するものです。

東京都提案事項の説明は以上です。

3 区側提案事項説明

（司会）

続きまして、区側提案事項について、区側委員から説明をお願いいたします。

（区側委員）

私から区側提案事項について説明させていただきます。

提案本文の説明に入る前に、協議に臨むにあたりまして、区側の考え方を総括的に述べさせていただきます。

令和6年度財調協議は、都区で協議を重ねる中で、双方歩み寄りもあって、一定の取りまとめを行うことができました。

一方で、特別交付金をはじめとする現行制度上の諸課題については、前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論とはなりませんでした。

令和7年度財調協議においては、特別区の実態に則した財政需要を的確に算定することはもとより、協議上の諸課題の打開に向けて、真摯な協議を行い、具体的な改善を図る必要があると考えておりますので、是非ともよろしくをお願いいたします。

また、令和5年度財調協議では、児童相談所関連経費に係る都区間の配分割合に関する事項について、都区の考え方に大きな隔たりがあり、協議を一時中断せざるを得ませんでした。協議の中断を長引かせることは、都区の連携を発展させていく上で望ましくないという判断のもと、早期に結論を出すことを前提に、今後も協議を継続することとなりました。

これを受けて、配分割合の協議をする前段として、都区のプロジェクトチームを設置し、検討をしてまいりました。

最終的には、「都区の児童相談行政の連携・協力を一層円滑に進めていくことが重要であることから、早期に解決が図られるよう、都区財政調整協議の場へ移行していく。」と取りまとめられたところです。

これまでの検討経過を踏まえ、配分割合の変更に向けて、区側の考えに沿った対応を図るよう、重ねてよろしく願いいたします。

以上を前提として、提案事項の本文について説明いたします。お配りしている「令和7年度都区財政調整区側提案事項」をお手元にご用意いただければと思います。

特別区においては、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えております。また、物価高騰に伴う各種対策など、東京都と連携しながら、取り組む必要があります。

令和7年度財調協議にあたっては、現在の社会経済状況の中において、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、区側提案事項を吟味し、取りまとめております。

調整税等の一定割合が特別区の固有財源であることを踏まえ、都におかれましては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区による調整結果を最大限尊重していただき、区側提案に沿った整理が行われるよう対応をお願いいたします。

具体的な内容ですが、第1に「都区間の財源配分に関する事項について」です。

特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管されることから、都と特別区の役割分担の大幅な変更該当するため、その関連経費の影響額について、必要な財源が担保されるよう、配分割合の変更を求めます。併せて、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更することを求めます。

また、協議にあたっては、都区間の財源配分の課題と、特別区相互間の財政調整の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう、よろしく願いいたします。

第2に「特別区相互間の財政調整について」です。

特別区相互間の財政調整については、投資的経費の見直しなど、特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿った取りまとめをお願いいたします。

第3に「都区財政調整協議上の諸課題について」です。

特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求めるものであります。

とりわけ、都市計画交付金については、都区の実績に見合った交付金総額の拡大など、抜本的な見直しを図る必要があると考えておりますので、前向きな対応をお願いいたしま

す。

その他の費目ごとの提案内容については、2枚目以降に説明資料をお付けしておりますので、参照いただきたいと存じます。

最後になりますが、課題を解決するために、お互いの立場を尊重しながら、議論を尽くしていくことが大事であると考えております。真摯にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

4 協議

(司会)

それでは、ただいまの都区双方の説明を踏まえて、協議に入らせていただきます。
意見がありましたら、お願いいたします。

【都区間の財源配分に関する事項】

(区側委員)

私からは、都区間の財源配分に関する事項について発言いたします。

特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものであるため、平成12年に都区合意している都区制度改革実施大綱の規定に基づき、その関連経費の影響額について、配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案いたします。

また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更することをあわせて提案いたします。

本件に関しては、冒頭の区側提案でも触れましたが、令和5年度財調協議では、児童相談所関連経費に係る都区間の配分割合に関する事項について、都区の考え方に大きな隔たりがあり、一時協議が中断するなど、大変困難な協議であったと認識しています。

最終的には、協議の中断を長引かせることは、都区の連携を発展させていく上で望ましくないという判断のもと、早期に結論を出すことを前提に、今後も協議を継続することとなりました。

これを受けて、配分割合の協議をする前段として、都区のプロジェクトチームにおいて検討し、最終的には、「都区の児童相談行政の連携・協力を一層円滑に進めていくことが重要であることから、早期に解決が図られるよう、都区財政調整協議の場へ移行していく。」と取りまとめられたところです。

プロジェクトチームの取りまとめにおいて都区の見解が相違した点もありましたが、これまでの検討経過を踏まえ、是非とも、今年度の協議において、適切な配分割合の変更が

実現するよう、前向きな協議をお願いいたします。

(司会)

意見ありますか。

(都側委員)

ただいまの区側発言の中で、「特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものである」とありました。

都区制度改革実施大綱の制定に向けた当時の都区の検討過程において、「「大幅な変更」の「大幅」の捉え方は、影響額そのものの大きさではなく、影響額を都区それぞれに及ぼしてみても配分割合にどれくらいの影響があるかを基本に判断する」とされており、この点については、都区のプロジェクトチームにおいて、確認されたところです。

つまり、「設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管される」ことをもって、「都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じる」ということにはなりません。

都としては、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、地方自治法施行令では、特別区の財源に年度を超えて引き続き著しい過不足が生じる場合、配分割合を変更することが定められている点、つまり、財源保障の観点から踏まえ、児相に関する配分割合を議論する必要があると考えております。

(司会)

他に、意見ありますか。

【特別交付金】

(区側委員)

私からは、特別交付金について2点発言いたします。

1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてです。

現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示され、都側が配分割合変更とセットであるとして譲らなかつたため、止むを得ず暫定的に受け入れたものです。

法人住民税の一部国税化やふるさと納税制度等の不合理な税制改正による減収に加え、長引く物価高騰の影響も重なり、特別区の財政は先行きが依然として不透明な状況です。

このことを踏まえ、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げを求めます。

2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてです。

区側で実施したアンケート調査で、算定ルールに記載のない事項により除外となった事業が確認されたため、区側が認識していない算定ルールの明確化等を始めとした見直しを求めます。

なお、特別交付金の算定ルールは、これまで財調協議により、都区合意の上、数次の改正を行ってきておりますが、更なる改善の余地があると考えておりますので、是非、前向きに検討いただきたいと思っております。

<過誤納還付金>

次に、調整税に係る過誤納還付金の取り扱いについてですが、過去の財調協議では、都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてまいりました。

このような協議を続けている一方で、都は、平成17年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っております。例年申し上げておりますが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたいと思っております。

(司会)

意見ありますか。

(都側委員)

特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものです。

各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでおり、こうした各区の特別な財政需要を受け止めるものが特別交付金です。

近年の特別交付金の申請状況を見ても、区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されております。

また、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言がありました。

特別交付金の算定ルールについては、都区で議論を積み重ね合意したものであり、その内容について問題はないと考えておりますが、区側から提案があれば、その点について協

議していきたいと考えております。

<過誤納還付金>

過誤納還付金については、都のみが、毎年多額の負担を強いられており、平成 21 年度は約 759 億円、平成 21 年度以降の累計額は約 3,300 億円になることから、国への提案要求を行っております。

都としては、是非とも区側の理解をいただきまして、都区で議論が重ねられるよう、前向きな対応をお願いしたいと思います。

(司会)

他に、意見ありますか。

【都市計画交付金】

(区側委員)

私からは、「都市計画交付金」について発言いたします。

都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域においては都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものです。

近年、都市計画税は、増収が続いており、平成 29 年度から令和 5 年度にかけて約 482 億円の増収となっているにもかかわらず、都市計画交付金予算額は、200 億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けています。

さらに、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にあります。

今後、市街地再開発事業の進展をはじめとする特別区の都市計画事業の増加に伴い、現在の交付金総額 200 億円では、特別区の一般財源負担と財調財源への更なる圧迫が見込まれます。

区側としては、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃、都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案いたします。

また、都市計画事業の都区の実施実態について、従前から必要な情報の提示を求めています。都区の実施割合に見合った交付金総額について検証するためにも、必要な情報の提示を改めて求めます。

平成 19 年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯がありますが、それ以降の財調協議においては、都側から財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解が示され、実質的な議論ができて

おりません。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要です。都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えておりますので、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いいたします。

(司会)

意見ありますか。

(都側委員)

特別区における都市計画事業の円滑な実施は、都としても重要であると考えております。

そのため、都はこれまでも、各区に現状や課題などをお伺いしながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできました。

今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応してまいります。

5 都側総括意見

(司会)

それでは、意見も出尽くされたようですので、それぞれの提案について、まず、都側から意見がありましたら、お願いします。

(都側委員)

それでは、区側提案事項に関しまして、この場では総括的な意見を申し上げます。

ただいま、「都区間の財源配分」、「特別区相互間の財政調整」及び「都区財政調整上の諸課題」の3事項について、説明がありました。

私からは、東京都の基本的な考え方を申し上げます。

まず、「都区間の財源配分」についてです。

令和5年度都区財政調整方針において、「都区間の配分割合に関する事項については、当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、令和4年度の協議を継続するものとする」とされました。

これを踏まえ、議論を前に進めるため、令和5年度に都と特別区でプロジェクトチームを設置し、配分割合の前段となる議論を進めることとしました。

令和6年7月まで続いた、プロジェクトチームでの議論を通じて、都区双方の考え方の背景等を含め、それぞれの主張が明確になったことが成果であると認識しております。

さらに、プロジェクトチームに引き続く、財調協議に向けた事前の協議において、社会経済の状況と今後の動向なども踏まえた、今年度の財調協議の方向性が議論されたところ
です。

都としては、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、地方自治法施行令では、特別区の財源に年度を超えて引き続き著しい過不足が生じる場合、配分割合を変更することが定められている点、つまり、財源保障の観点を踏まえ、児相に関する配分割合を議論する必要があると考えております。

また、都と特別区は、大都市東京をともに支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく必要があります。

こうした都区双方の役割を踏まえ、東京・日本を持続的に成長させていくことが、ひいては都区の財源の拡充につながると考えております。

偏在是正の議論のような、パイの奪い合いではなく、パイ自体を大きくしていくことが必要であり、都と区がこのような認識を共有しながら、連携・協力し、未来志向で取り組んでいきたいと思っております。

次に、「特別区相互間の財政調整」についてです。

「特別区相互間の財政調整については、特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿った取りまとめをお願いします」との発言がありました。

都としては、これまでも区側の提案を尊重し、協議に臨んできたところではありますが、令和7年度の都区財政調整も、引き続き国や他の自治体から、厳しい目が向けられている中での協議となります。

こうした状況の中、都区制度の根幹である都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要があります。

そうした観点から、都側から算定方法の見直しなどを提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議してまいります。

次に、「都区財政調整協議上の諸課題」に係る提案についてですが、先ほど発言させていただいたとおりです。

最後に、財調協議においては、都区双方で議論を尽くすことが極めて重要と考えます。

都としては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでいきますので、よろしく願いいたします。

6 区側総括意見

(司会)

次に、区側から意見がありましたら、お願いします。

(区側委員)

私から、区側の総括意見を述べさせていただきます。

先ほど都側から、都と特別区を取り巻く環境について、国や他の自治体から厳しい目線が向けられているとの認識が示され、都区財調制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく、との考え方に基づき、提案をいただいたところです。

一方で、少子高齢・人口減少社会に対応していく必要がある特別区では、大都市特有の財政需要が、さらに増大することが見込まれます。さらに、物価高騰対策など取り組むべき喫緊の課題が山積していますが、このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していかなければなりません。そのため、区側としても、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところです。

また、都側からは、「真摯に協議に取り組む」との発言がありましたが、一方で協議上の諸課題については、課題解決に向けた前向きな見解を示していただけではありません。区側としても、都区財調制度を適切に運用していくために、誠意をもって臨んでまいりますので、今後の協議については、区側提案に対する都側の見解を明確に示していただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしく願いいたします。

なお、都区間の財源配分に関する協議については、都区の意見が大きくかい離している状況です。繰り返しになりますが、これまでの検討経過を踏まえ、配分割合の変更に向けて、区側の考えに沿った対応を図るよう、よろしく願いいたします。

区側の総括意見は以上ですが、今後の協議日程について提案したいと思います。

本日の協議内容を踏まえた個別事項の具体的な検討については、都区財政調整協議会幹事会に下命し、その結果をまって再度協議したいと思います。いかがでしょうか。

(司会)

ただいま、区側委員から幹事会への下命に係る提案がありました。いかがでしょうか。

(都側委員)

異議ありません。

(司会)

それでは、提案のとおり、財調協議会幹事会に検討を下命することといたします。

以上で、予定されました案件は終わりますが、せっかくの機会ですので、何かありましたら、自由に発言ください。

以上で、第1回都区財政調整協議会を終了いたします。

※ 上記は都側で記録したものである。